

ZEH水準の木造住宅に関する構造基準見直しへの対応

別添 2

施策の概要

ZEH水準の省エネ改修を行う木造住宅について、重量化を踏まえて必要な構造補強を行う場合には、当該構造補強工事の費用を補助対象に追加するとともに、すでに整備されたZEH水準の木造住宅等について、壁量計算に関する新たな基準が施行されるまでの間、経過措置として、当該基準に基づいて耐震診断を行い、倒壊の危険性があると判断されたものを耐震改修補助の対象とする。

拡充内容

ZEH水準の省エネ改修を行う木造住宅に関する拡充

○住宅エコリフォーム推進事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業、住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）及び建築物耐震対策緊急促進事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）の支援を受けて省エネ改修（耐震改修と併せて行うものを含む）を行い、ZEH水準の省エネ性能を有することとなる木造住宅について、重量化を踏まえて必要な構造補強を行う場合については、当該構造補強工事の費用を補助対象に追加する。

（参考）住宅の省エネ改修に係る補助限度額（国＋地方）

対象	改修後の省エネ水準に応じた補助限度額		
	省エネ基準	ZEH水準	構造補強を伴う場合
戸建住宅	766,600円/戸	1,025,400円/戸 (512,700円/戸)	<u>1,385,400円/戸</u> <u>(692,700円/戸)</u>
共同住宅 (民間実施のマンション)	5,600円/㎡	7,400円/㎡ (3,700円/㎡)	<u>11,800円/㎡</u> <u>(5,900円/㎡)</u>
共同住宅 (その他)	3,800円/㎡	5,000円/㎡ (2,500円/㎡)	<u>8,000円/㎡</u> <u>(4,000円/㎡)</u>

※括弧内は住宅エコリフォーム推進事業の場合の補助限度額（国費のみ）。

すでに整備されたZEH水準の木造住宅等に関する拡充

○住宅・建築物耐震改修事業及び建築物耐震対策緊急促進事業において、ZEHレベルの木造住宅等に係る壁量計算の新たな基準が施行されるまでの間、経過措置として、当該基準に基づいて耐震診断を行い、倒壊の危険性があると判断されたものを耐震改修補助の対象とする。

現行

見直し後

補助要件

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること

耐震診断（ZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。）に基づく検証を含む。）の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること